

令和 7 年 3 月 11 日

第 3 回  
議 事 録

小国町農業委員会

## 令和 7 年第 3 回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 3 月 11 日（火）午後 1 時 30 分から

2. 開催場所 おぐに町民センター 101 号室

3. 出席委員（農業委員 8 名 計 6 名）

|             |      |             |
|-------------|------|-------------|
| 会 長         |      | 石松 雄平       |
| 会長職務代理者     | 1 番  | 穴井 英雄       |
| 委 員         | 2 番  | 田代 カズヨ      |
|             | 3 番  | 穴井 幸子       |
|             | 4 番  | 松野 英一       |
|             | 5 番  | 欠席          |
|             | 6 番  | 欠席          |
|             | 7 番  | 時松 浩一郎      |
| 農地利用最適化推進委員 | 北里地区 | 木附 栄三、原山 義弘 |
| 農地利用最適化推進委員 | 下城地区 | 宮崎 徳雄、中村 孝  |
| 農地利用最適化推進委員 | 黒淵地区 | 大塚 哲治、梅木 隆志 |

4. 欠席委員

時松 達也 農業委員、飯沼 由彦 農業委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 1 号番号 1 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 3 議案第 1 号番号 2 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 4 議案第 1 号番号 3 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 5 議案第 2 号番号 1 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条  
第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案  
について

第 6 議案第 3 号番号 1 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積  
～番号 27 計画について（利用権貸借）

6. 農業委員会事務局職員

|           |       |
|-----------|-------|
| 事務局長      | 穴井 徹  |
| 事務局職員（係長） | 波多野 裕 |

## 7. 会議の概要

事務局 長       ただ今から、令和7年第3回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は、6名で総会は成立しております。

          それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は石松会長にお願いいたします。

議       長       これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議       長       それでは、議事録署名委員は、4番 松野英一委員、7番 時松浩一郎委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議       長       日程第2 議案第1号 番号1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。この議題に関しましては、当事者の関係者である〇〇委員には、一時退室をお願いいたします。

(〇〇委員退室)

係       長       議案書の1ページを開いてください。農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和7年3月11日提出。小国町農業委員会会長石松雄平代読です。

          議案第1号 番号1です。農地の所在は、下城字〇〇の1筆です。地目は、登記簿、現況、共に畑、面積は、353㎡です。権利種別は、3条無償移転。譲り渡す者、譲り受ける者は記載のとおりです。申請事由は、農業経営の規模拡大のためです。詳細は、タブレット端末の資料1をご覧ください。1ページが許可申請の写しです。下段に権利を移転しようとする契約の内容が記載されております。2ページに譲り受ける者の所有及び使用収益

権を有する農地の状況が記載されています。自作地は、田が 10,897 m<sup>2</sup>、畑が 211 m<sup>2</sup>、合計 11,108 m<sup>2</sup>です。借入地は、田が 11,359 m<sup>2</sup>、畑が 1,931 m<sup>2</sup>、合計 13,290 m<sup>2</sup>です。3 ページに作付け予定の作物と面積、その下の欄に農機具等の保有状況、権利を取得する者の農作業経験等の状況、世帯員等雇用している労働力の記載があります。ページの一番下に権利を取得する者の拠点から取得農地までの距離と移動時間が記載されています。4 ページが権利を取得する世帯の農作業への従事状況です。5 ページが中段にある 6 番に周辺地域との関係の記載があります。6 ページ航空写真の位置図、赤い囲みのところは申請地です。7 ページに現地立会時の写真、8 ページが確認書となります。農地法第 3 条の許可要件は満たしています。説明は以上です。

議長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の宮崎農地利用最適化推進委員から報告をお願いします。

宮崎推進委員 この案件については、3 月 5 日に私と時松達也委員、中村推進委員、事務局で現地を確認しました。現地は、お茶が植えられている小規模な農地でした。今回の買い手の方は、該当農地の近辺にある住宅を購入されており、今後は、申請されている農地も含め管理されとのことでした。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われます。以上で報告を終わります。

議長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(意見・質問なし)

議長 それでは、採決いたします。議案第 1 号 番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

( 賛成多数 )

議長 賛成多数ですので、議案第 1 号 番号 1 は原案のとおり決定します。

※決定後波多野が〇〇委員を呼びに行く

(〇〇委員着座)

議 長 日程第 3 議案第 1 号 番号 2「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の 1 ページを開いてください。議案第 1 号 番号 2 です。農地の所在は、北里字〇〇の 1 筆です。地目は、登記簿、現況、共に畑、面積は、948 ㎡です。権利種別は、3 条無償移転。譲り渡す者、譲り受ける者は記載のとおりです。申請事由は、農業経営の規模拡大のためです。詳細は、タブレット端末の資料 1 の 9 ページからです。9 ページが許可申請の写しです。下段に権利を移転しようとする契約の内容が記載されております。10 ページに譲り受ける者の所有及び使用収益権を有する農地の状況が記載されています。自作地は、田が 6,294 ㎡、畑が 423 ㎡、合計 6,717 ㎡です。この面積につきましては、南小国町の方に所有されている農地です。11 ページに作付け予定の作物と面積、その下の欄に農機具等の保有状況、権利を取得する者の農作業経験等の状況、世帯員等雇用している労働力、ページの一番下に権利を取得する者の拠点から取得農地までの距離と移動時間が記載されています。今回の譲り受ける者に関してですが、現住所は離れたところにありますが、通常生活されている拠点は、11 ページに記載されている住所ですので問題なく農地を耕作できる範囲にいますと考えています。12 ページが権利を取得する世帯の農作業への従事状況です。13 ページが周辺地域との関係の記載があります。14 ページが航空写真の位置図、15 ページに現地立会時の写真、16 ページが確認書になっております。農地法第 3 条の許可要件は満たしています。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の穴井英雄委員から報告をお願いします。

1 番 この案件については、3 月 6 日に私と木附推進委員、事務局で現地を確認しました。現地は、耕作がされている小規模な農地でした。今回の買い手の方は、該当農地の近辺にある住宅を購

入されており、今後は、申請されている農地も含め管理される  
とのことです。この所有権移転により周辺の営農に支障となる  
ことはないと思われます。以上で報告を終わります。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明  
について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 買い手の方は、〇〇の農地を借りていますか。

係 長 すでに〇〇の農地を所有されています。

3 番 所有者は、〇〇に住まわれているようですが、これまで耕作  
されていましたか。

係 長 この農地につきましては、これまで近所の方が耕作されてい  
たようです。今回、購入されることにあたって譲受人の方が耕  
作されるということです。

議 長 無償ということですが、〇〇ですか。

係 長 〇〇ではなく、農地は、無償で譲り受けるという判断のよう  
です。

議 長 それでは、採決いたします。議案第 1 号 番号 2 について、  
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

( 賛成多数 )

議 長 賛成多数ですので、議案第 1 号 番号 2 は原案のとおり決定  
します。

議 長 日程第 4 議案第 1 号 番号 3「農地法第 3 条の規定による許  
可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議  
案の朗読と説明をお願いします。

係 長 同じく議案書の 1 ページを開いてください。議案第 1 号 番  
号 3 です。農地の所在は、黒淵字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、議

案書の2ページになります。字〇〇、〇〇、字〇〇の7筆です。地目は、登記簿、現況、共に田6筆、畑が1筆です。合計面積は、8,572㎡です。権利種別は、3条無償移転。譲り渡す者、譲り受ける者は記載のとおりです。申請事由は、農業経営の規模拡大のためです。詳細は、タブレット端末の資料1の17ページからです。17ページが許可申請の写しです。下段に権利を移転しようとする契約の内容が記載されております。18ページに譲り受ける者の所有及び使用収益権を有する農地の状況が記載されています。自作地は、畑が2,510.56㎡、合計も同じく2,510.56㎡です。19ページが作付け予定の作物と面積、その下の欄に農機具等の保有状況、権利を取得する者の農作業経験等の状況、世帯員等雇用している労働力、ページが一番下に権利を取得する者の拠点から取得農地までの距離と移動時間が記載されています。20ページが権利を取得する世帯の農作業への従事状況です。21ページが周辺地域との関係の記載があります。22ページ航空写真の位置図、23ページに現地立会時の写真、24ページが確認書になっております。農地法第3条の許可要件は満たしています。説明は以上です。

議長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の梅木農地利用最適化委員から報告をお願いします。

梅木推進委員 この案件については、3月6日に私と石松会長、大塚推進委員、事務局で現地を確認しました。現地は、耕作がされている農地でした。今後は、買い手の方が耕作されとのこと。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われます。以上で報告を終わります。

議長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

1 番 無償移転ですが、どういう関係性ですか。また、これまでの耕作は、他の人がしていたのか、今後の耕作をどういうようにしていくのかを聞きたいと思います。

係 議長 まずどういう関係かといいますと、譲渡人と譲受人は〇〇ということです。次にこれまでの耕作状況については、この農地

は、〇〇が大豆を作っていました。今後の耕作の計画としましては、譲受人が大豆を耕作するという計画となっています。譲受人が管理しながら大豆に詳しい方にアドバイスをもらいながら耕作をされていくということになっています。

7 番 この譲受人の方は、これまで農業をされたことはありますか。  
自分の所有面積もありますし、いきなりこんな面積を耕作されて大丈夫でしょうか。

係 長 農業はされていません。けれども、農業への新規参入は認められることではありますので、営農計画書や必要資料を添付していただいております。それにつきましては、事務局の方で問題ないと判断したところで議題に出しております。

議 長 それでは、採決いたします。議案第1号 番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

( 賛成多数 )

議 長 賛成多数ですので、議案第1号 番号3は原案のとおり決定します。

議 長 日程第5 議案第2号番号1「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の4ページになります。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案について意見を求める。令和7年3月11日提出。小国町農業委員会会長石松雄平代読です。

議案第2号 番号1です。農地の所在は、大字宮原字〇〇、〇〇、〇〇の3筆です。地目は、登記簿、現況、3筆共に田。面積は、合計3,421㎡です。内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、田、期間は5年の使用貸借です。賃借料は、使用貸借のため発生しておりません。説明は以上です。



議 長        それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長        それでは、採決いたします。議案第 2 番号 1 の原案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議 長        賛成多数ですので、議案第 2 号番号 1 の原案について同意することを決定します。

議 長        日程第 6 議案第 3 号番号 1 から番号 3「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について（利用権貸借）」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。この議題に関しましては、当事者の関係者である〇〇委員には、一時退室をお願いいたします。

(〇〇委員退室)

係 長        議案書の 6 ページになります。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和 7 年 3 月 11 日提出。小国町農業委員会会長石松雄平代読です。

議案第 3 号 番号 1 です。利用権を設定する農地の所在は、大字北里字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の 4 筆です。地目は、登記簿、現況、4 筆共に田。合計面積は、7,124 m<sup>2</sup>です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水稻、期間は 5 年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。

次に番号 2 です。農地の所在は、大字北里字〇〇の 1 筆です。地目は、登記簿、現況、共に田。面積は、1,990 m<sup>2</sup>です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水稻、期間は 10 年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。

議案書の 7 ページです。番号 3 です。農地の所在は、大字下城字〇〇、〇〇の 2 筆です。地目は、登記簿、現況、2 筆共に田。合計面積は、2,245 m<sup>2</sup>です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、野菜、期間は 10 年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。説明は以上になります。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長 それでは、採決いたします。議案第 3 号番号 1 から番号 3 の原案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議 長 賛成多数ですので、議案第 3 号番号 1 から番号 3 の原案について同意することを決定します。

※決定後波多野が〇〇委員を呼びに行く  
(〇〇委員着座)

議 長 日程第 6 議案第 3 号 番号 4 から番号 27「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について(利用権貸借)」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の 7 ページです。番号 4 です。利用権を設定する農地の所在は、大字黒淵字〇〇、〇〇の 2 筆です。地目は、登記簿、現況、2 筆共に田。合計面積は、3,804 m<sup>2</sup>です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、飼料作物、期間は 5 年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。

次に番号 5 です。利用権を設定する農地の所在は、大字黒淵字〇〇、〇〇、〇〇の 3 筆です。地目は、登記簿、現況、3 筆共に田。合計面積は、5,293 m<sup>2</sup>です。内容は再設定になります。利

用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水稻、期間は5年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。

次に議案書8ページです。番号6です。農地の所在は、大字上田字〇〇、〇〇、〇〇、字〇〇の4筆です。地目は、登記簿、現況、4筆共に田。合計面積は、6,901 m<sup>2</sup>です。内容は新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水稻、期間は20年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。

次に番号7です。農地の所在は、大字上田字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、続きは、議案書の9ページです。字〇〇、〇〇、〇〇の7筆です。地目は、登記簿、現況、7筆共に田。合計面積は、2,629 m<sup>2</sup>です。内容は新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水稻、期間は10年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。

番号8です。農地の所在は、大字上田字〇〇の1筆です。地目は、登記簿、現況、共に田。面積は、2,847 m<sup>2</sup>です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水稻、期間は5年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。

番号9です。農地の所在は、大字北里字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の4筆です。地目は、登記簿、現況、4筆共に田。合計面積は、4,120.3 m<sup>2</sup>です。内容は新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水稻、期間は3年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。

次に議案書の10ページになります。番号10です。農地の所在は、大字北里字〇〇、〇〇の2筆です。地目は、登記簿、現況、2筆共に田。合計面積は、3,192 m<sup>2</sup>です。内容は新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水稻、期間は3年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。

番号11です。農地の所在は、大字北里字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、字〇〇の6筆です。地目は、登記簿、現況、6筆共に田です。合計面積は、8,593 m<sup>2</sup>です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水稻、期間は5年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。

次に議案書 11 ページです。番号 12 です。農地の所在は、大字黒淵字〇〇、〇〇、〇〇の 3 筆です。地目は、登記簿、現況、3 筆共に田。合計面積は、3,183 m<sup>2</sup>です。内容は新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、飼料作物、期間は 5 年の使用貸借です。

番号 13 です。農地の所在は、大字黒淵字〇〇、〇〇の 2 筆です。地目は、登記簿、現況、2 筆共に田。合計面積は、1,035 m<sup>2</sup>です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水稻、期間は 5 年の使用貸借です。

番号 14 です。農地の所在は、大字北里字〇〇の 1 筆です。地目は、登記簿、現況共に田。面積は、2,323 m<sup>2</sup>です。内容は新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水稻、期間は 10 年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。

次に議案書の 12 ページです。番号 15 です。農地の所在は、大字北里字〇〇、〇〇の 2 筆です。地目は、登記簿、現況、2 筆共に田です。面積は、3,427 m<sup>2</sup>です。内容は新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水稻、期間は 5 年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。

番号 16 です。農地の所在は、大字西里字〇〇、字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、字〇〇、〇〇、字〇〇、続きは、議案書の 13 ページです。字〇〇、〇〇、〇〇、字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の 18 筆です。地目は、登記簿、現況、9 筆が田、7 筆が畑です。合計面積は、63,998 m<sup>2</sup>です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、飼料作物・水稻等、期間は 10 年の使用貸借です。この貸し借りは、農業者年基金の経営移譲に該当するものです。

次に議案書の 14 ページです。番号 17 です。農地の所在は、大字宮原字〇〇の 1 筆です。地目は、登記簿、現況、共に田。面積は、6,481 m<sup>2</sup>です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水稻、期間は 5 年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。

番号 18 です。農地の所在は、大字宮原字〇〇の 1 筆です。地目は、登記簿、現況、共に田。面積は、5,061 m<sup>2</sup>です。内容は再

設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水稻、期間は5年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。

番号19です。農地の所在は、大字宮原字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の4筆です。地目は、登記簿、現況、4筆共に田。面積は、4,309.7㎡です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水稻、期間は5年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。

次に議案書の15ページです。番号20です。農地の所在は、大字宮原字〇〇の1筆です。地目は、登記簿、現況、共に田です。面積は、151㎡です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水稻、期間は5年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。

次に番号21です。農地の所在は、大字宮原字〇〇の1筆です。地目は、登記簿、現況、共に田です。面積は、1,908㎡です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水稻、期間は3年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。

番号22です。農地の所在は、大字下城字〇〇、〇〇、〇〇、字〇〇の4筆です。地目は、4筆共に登記簿、畑、現況、畑。合計面積は、24,843.59㎡です。内容は新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、飼料作物、期間は10年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。

次に議案書の16ページです。番号23です。農地の所在は、大字下城字〇〇、〇〇の2筆です。地目は、登記簿、現況、2筆共に田。合計面積は、2,909㎡です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、飼料作物、期間は10年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。

番号24です。農地の所在は、大字下城字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の5筆です。地目は、登記簿、現況、5筆共に田です。合計面積は、7,290㎡です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、飼料作物、期間は10年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。

次に議案書の 17 ページです。番号 25 です。農地の所在は、大字下城字〇〇の 1 筆です。地目は、登記簿、現況、共に田です。面積は、1,964 m<sup>2</sup>です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、飼料作物、期間は 10 年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。

番号 26 です。農地の所在は、大字下城字〇〇の 1 筆です。地目は、登記簿、現況、共に田です。面積は、3,342 m<sup>2</sup>です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、飼料作物、期間は 10 年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。

番号 27 です。利用権を設定する農地の所在は、大字下城字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の 4 筆です。地目は、登記簿、現況、4 筆共に田です。合計面積は、6,731 m<sup>2</sup>です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、飼料作物、期間は 10 年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。説明は以上です

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

1 番 番号 5 ですが、利用権設定を受ける者は個人ですか。

係 長 個人ではなく法人です。法人として利用権設定を受けています。

議 長 それでは、採決いたします。議案第 3 号 番号 4 から番号 27 の原案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議 長 賛成多数ですので、議案第 3 号 番号 4 から番号 27 の原案について同意することを決定します。

議 長 以上をもちまして、小国町農業委員会第 3 回総会を閉会致します。

令和7年第3回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証する  
ためここに署名する。

4 番

7 番